

お子さんが里親等へ委託・児童福祉施設へ入所・児童相談所で一時保護されている保護者の方へ

■ 予防接種についてのご案内 ■

- 予防接種の実施に当たっては、
 - ・ **予防接種の有効性・安全性**
 - ・ **予防接種後の通常起こり得る副反応及びまれに生じる重い副反応**
 - ・ **予防接種健康被害救済制度**について、予防接種を受ける本人又はその保護者から、事前に理解を得る必要があるため、予防接種を受ける本人又はその保護者から、**文書による同意**を得なければならないこととされています。
- そのため、
 - ・ **ファミリーホーム**や**里親**に委託されている児童
 - ・ **児童福祉施設**に入所している児童
 - ・ 児童相談所長による**一時保護**中の児童に対する予防接種については、
 - ・ 保護者への電話連絡
 - ・ 同意文書の郵送
 - ・ 保護者宅への訪問などにより、児童相談所長等が可能な限り、保護者から文書による同意を得るよう努めることとされています。

ただし、次に掲げるような、予防接種を受ける児童の保護者と連絡をとることができない場合には、保護者に代わり児童相談所長や児童福祉施設長が同意を行うことができます。

保護者に代わり児童相談所長や児童福祉施設長が同意を行うことができる場合

- ① あらかじめ決められた期間に1～数回接種することが予定されているワクチン(ロタ、ヒブ、小児肺炎球菌などの定期接種)
 - ・・・例えば、
 - ア) **1～2か月程度**、毎週、保護者へ電話連絡などを行っても、保護者の同意の有無が確認できない場合
 - イ) **1～2か月程度**、複数回、保護者宅への訪問などを行っても、一度も面会ができず、保護者の同意の有無が確認できない場合
- ② ①以外のワクチン(新型コロナウイルス感染症など※)
 - ※ 予防接種法に基づく接種以外のもの(おたふく風邪、季節性インフルエンザなど)も同様に取り扱います
 - ・・・例えば、
 - ア) **1～2週間程度**、毎週、保護者へ電話連絡などを行っても、保護者の同意の有無が確認できない場合
 - イ) **1～2週間程度**、複数回、保護者宅への訪問などを行っても、一度も面会ができず、保護者の同意の有無が確認できない場合

【留意事項】

○児童相談所や児童福祉施設において、保護者の包括的な同意文書を事前に取得することがあります。